

◇ 誤請求事例 ◇

リハビリテーション料

ADL加算に四肢加算を算定しています

指定病院等の番号	病院等の名称
----------	--------

①新継再別	②転帰事由	③支払額
1 初診 3 転医 5 継続 7 再発	1 治療 3 継続 5 転医 7 中止 9 死亡	
3 4 7 0 2	1 3	
④ 府県所管管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号		
⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑧増減理由
1 明治 3 大正 5 昭和 7 平成	2 0 0 5 0 2	
⑩療養期間	⑪診療実日数	⑫処理区分
2 0 0 5 0 2 - 2 0 0 5 3 1	3 0 日	
⑬合計額	修正欄	
⑭+		

診療費請求内訳書（入院用）

労働者の氏名	( 54 歳)	傷病の部位及び傷病名	左大腿骨頸部内側骨折
事業の名称		傷病の経過	上記診断にて治療中。病棟等で早期歩行訓練を行っている。
事業場の所在地	都府道 郡区市		

①初診			
③指定	1. 請求内容と正しい算定		
④在院			
⑭投薬	◎ ADL加算に対し、四肢加算を行っています。		
⑮注射	◎ 労災保険においてはADL加算30点を算定することができますが、ADL加算は四肢加算の対象ではありません。		
⑯処置	(運動器リハ(I)) (ADL加算)		
⑰手術	(180点 × 1.5倍) + 30点 = 300点		
⑱検査	300点 × 25 = 7,500点		
⑲画像	2. 労災特掲料金		
⑳その他	◎ 入院中の傷病労働者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション(I)を算定すべきリハビリテーションを行った場合は、ADL加算として1単位につき30点を所定点数に加算して算定できます。		
㉑入院	なお、ADL加算は四肢加算の対象ではありません。		
㉒入院			
㉓入院			
㉔入院			
㉕入院			
㉖入院			
㉗入院			
㉘入院			
㉙入院			
㉚入院			
㉛入院			
㉜入院			
㉝入院			
㉞入院			
㉟入院			
㊱入院			
㊲入院			
㊳入院			
㊴入院			
㊵入院			
㊶入院			
㊷入院			
㊸入院			
㊹入院			
㊺入院			
㊻入院			
㊼入院			
㊽入院			
㊾入院			
㊿入院			
小計	点	円	

⑳ \*運動器リハビリテーション(I) 1単位  
ADL加算 315 × 25  
(210 × 1.5)  
実施日数 25日  
(左大腿骨頸部内側骨折) (手術日5月2日)